

最終更新日：2010年2月17日

株式会社Paltac

代表取締役社長 三木田 國夫

問合せ先：取締役専務執行役員 経営企画統括本部長 箱田 善之

証券コード：8283

<http://www.paltac.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性と健全性を確保しながら、企業価値を最大限に高めていくことを重視した経営を行っております。

取締役会は、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討および決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けております。

監査役は、取締役の職務執行について、適法性、効率性の観点から、厳正な監視を行っております。

また、業務全般にわたる適正な運営を目指し、計画的かつ全社的な内部監査を社長直轄の監査部が実施しております。

当社グループは質の高い情報開示を行うことこそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、情報開示に積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満
-----------	-------

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディパルホールディングス	30,235,657	100.00

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京（未定）、大阪（未定）
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上

(連結) 売上高	1 0 0 0 億円以上 1 兆円未満
親会社	株式会社メディopalホールディングス (上場：東京)
連結子会社数	1 0 社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 親会社の企業グループにおける当社の位置付け及び関係について

当社には、議決権の過半数を保有する親会社株式会社メディopalホールディングスが存在しますが、当社グループは「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、親会社グループは主に「医療用医薬品卸売事業」を行っており、取扱い商品や流通形態等が大きく異なることから、現状は親会社グループの事業との間に競合関係はなく、当社グループの自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではありません。また、当社グループの事業戦略、人事政策等につきましては、全て当社グループが独立して主体的に検討の上、決定しております。

親会社グループとの人的関係につきましては、当社代表取締役社長三木田國夫は、親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的として親会社の取締役相談役を兼務しております。

また、当社の取締役会において重要事項を審議・決定する場合には、当社独自の経営判断により行っており、同社からの独立性は確保されていると認識しております。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する方針

親会社グループとの取引条件については、市場等の客観的な情報をもとに合理的に決定しており、一般的な取引条件と著しく相違しないことを十分に確認して行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は監査役6名(うち3名は社外監査役)による監査体制の充実を図っており、職務執行機関に対する監視機能が整っていると判断しているため、社外取締役を選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	6名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人(あずさ監査法人)に対して、年間の監査計画を提示するとともに、会計監査人の会計監査の効率性、有効性を担保するため、監査資料の提供を行っております。また必要に応じて、会計監査人の監査に同行し、監査内容に関する報告を受け、意見および情報の交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である監査部から原則毎月、監査結果の報告・説明を受け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
萩原 庸介	他の会社の出身者									
高木 進	他の会社の出身者				○				○	
田村 正樹	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
萩原 庸介	——	一般用医薬品業界での豊富な経験と高い見識から、当社の監査体制の強化を図るためであります。
高木 進	株式会社マンドムの社外監査役を兼務しております。	証券業界での豊富な経験と高い専門性および上場企業での監査役経験から、当社の監査体制強化を図るためであります。
田村 正樹	——	小売業の経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社の監査体制強化を図るためであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

定時または臨時に開催される取締役会に出席し取締役の職務の執行を監査し、重要事項に関する報告を受け、各々の独立した立場から職務執行の適法性に関して意見を述べております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。また取締役の業績評価と報酬の関係を明確にするため、業績評価を都度の役員報酬・賞与に反映することとし、役員退職慰労金制度はありません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬(平成21年3月期)

取締役 614百万円

監査役 82百万円(内、社外監査役 36百万円)

また、上記の他、取締役6名、監査役2名に対して、社宅を提供しており、当社が家賃の一部として負担した額はそれぞれ10百万円、2百万円であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会に先立ち監査役会を開催し、常勤監査役から社外監査役に対し取締役会議案の事前説明および検討を実施し、取締役会における社外監査役としての監査機能が十分に発揮できるよう対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 取締役会

取締役会は、10名の取締役で構成し、監査役出席のもと原則毎月1回以上開催しており、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討および決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けしております。

(2) 監査役会

監査役会は、6名の監査役(うち常勤監査役4名)で構成し、取締役による職務執行状況を監査しております。監査役は取締役会に出席し経営全般に対する監視機能を発揮するとともに、法令・定款違反、競業取引や利益相反取引等の事実の有無についての監査を実施しております。

また、監査役、監査部および会計監査人は監査の相互補完および効率性の観点から、適宜に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(3) 内部監査

内部監査は、内部監査規則に基づき、社長直轄の監査部が担当しております。監査部は年度ごとに作成した「監査計画書」に基づき、業務全般にわたる業務監査、会計監査および財務報告に係る内部統制の有効性評価を行い、改善が必要な事項については速やかに改善の勧告・指導を行っております。

(4) 会計監査

会計監査は、平成18年8月31日付であずさ監査法人と監査契約を締結しており、当社からあらゆる情報・データを提供し適正な監査を実施しうる環境を整備しております。

業務を執行した公認会計士は渡沼照夫、高橋和人の2名で、当該業務の補助者は公認会計士4名、会計士補等17名であります。これらの補助者の構成にはシステム専門家も含んでおり監査法人により決定されています。

同監査法人は監査業務の品質管理に関して、諸法令・基準等への準拠のための方針と手続きを整備し運用しており、重要な事項は理事会等の組織決定を行っております。また、職業倫理および独立性を確保するために研修の実施や監査業務に関与する社員のローテーションの方針を策定し運用・監視を行っており、業務を執行した公認会計士の継続監査年数は7年以下であります。

(5) 社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役については、当社は社外取締役を選任していないため、該当事項はありません。社外監査役については、3名の社外監査役を選任しておりますが、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係について該当事項はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	——
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使を迅速かつ活発にするため、インターネットによる電磁的な議決権行使が可能となる環境を準備する予定であります。
その他	自社のホームページに招集通知、決議内容の掲載を行うなど、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施する予定であります。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催する予定であります。
IR資料のホームページ掲載	なし	当社ホームページに、IR資料として、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を適時適切に開示していく予定であります。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	経営企画本部を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	会社の「経営のビジョン」の中で、会社のミッションとして各ステークホルダーに対する基本姿勢を

ステークホルダー
の立場の尊重につ
いて規定

定め、ステークホルダーとの円滑な関係構築を目指した企業活動を行っております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制基本方針」を次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。

この内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。

また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存および管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、健康と美を支える流通企業として、取り扱う商品や情報を継続して提供し続けることが社会的な責任であると認識し、阻害要因となるリスクを最小限にとどめ、供給体制を維持する。

リスク管理体制については、損失発生 of 未然の防止や早期発見のため、「情報セキュリティ・ポリシー基本方針」をはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則、その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。

また、大規模地震等災害発生時の従業員の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。

リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、災害対策マニュアルにより代表取締役社長が主体的役割を担う。

日常業務については、代表取締役社長直轄組織として監査部が内部業務監査を行う。また金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進統括本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、更に、そのモニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。

なお、反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進統括本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

営業統括本部、情報・物流統括本部、商品統括本部、管理統括本部、経営企画統括本部、CSR推進統括本部を設置し、取締役会において各統括本部を担当する統括本部長として取締役あるいは執行役員を任命する。

各統括本部長は、自ら所管する組織を統括し、管理する。

代表取締役社長は、決算会議、営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図る。

また、業務の効率化と企業の発展を目的として、業務改革委員会を設置し、総合的な業務改革を立案・実施する。

さらに、予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した実績管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部監査と法務ならびに薬事関連法規に関する機能の一層の充実を図り、各種のマニュアルの整備などを進め、業務の適正を確保する。

併せて、当社の経営理念を実現し続けるためCSR推進統括本部の活動を通して、従業員に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。

従業員等に対し、公益通報に関する窓口を設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、周知徹底を図る。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に則り各子会社の経営計画や事業戦略の事前承認を行い、経営や業績の評価を行う。

CSR推進統括本部長は、各子会社と相互に連携を図り、リスクに対処するとともに、その最小化に努める。

監査部は、当社および子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役との十分な協議を行い、決定することとする。監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに決めた場合は、(8) 項のとおりとする。ただし、現時点では監査役の業務を補助すべき使用人を置いていない。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とし、業務執行にかかわる役職との兼務はしないものとする。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

会社が決定する重要な事項は、監査役に報告することとし、更に、監査部が行う監査の結果、事由のいかんに関らず会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役からの要請があった場合、監査部および会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また、重要会議へ監査役が出席すること、更に、内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社グループは、反社会的勢力による経営への関与については、CSR推進統括本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応総括部門

CSR推進統括本部を中心に発生した事案の関係部と協力して対処いたします。

①責任者:CSR推進統括本部長

②事務局:CSR推進本部コンプライアンス法務部

③関係部署:事案発生 of 各部署(支社)

(2) 外部専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会、東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟するとともに、適宜顧問弁護士と連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報収集について

企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、社内イントラネットを通じて周知させております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

以下の項目について取りまとめたマニュアルを作成しております。

・基本的心構え

・具体的対応要領

・報告、相談体制

(5) 反社会的勢力排除条項の規定

取引基本契約書に、反社会的勢力との関係が判明した場合の契約解除条項を規定しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

